

令和8年度 東京支部保険料率（案）について



令和8年度 東京支部健康保険料率（見込み）

保険料率	令和7年度 令和8年2月分 (3月納付分)まで	令和8年度 令和8年3月分 (4月納付分)から	参考 平均保険料率10.00%の場合
健康保険料率 (東京支部)	9.91%	9.85% (▲0.06%※)	9.95%
全国平均	10.00%	9.90%	10.00%

東京支部の料率内訳	9.85%
	共通料率 4.55%
	年齢調整・所得調整後の保険料率 5.28%
	うち 医療給付費についての調整前の所要保険料率 4.49%
	うち年齢調整 +0.16%
	うち所得調整 +0.62%
	前々年度の精算分 0.02%
	インセンティブ分 0.01%

※1 金額ベースで見た場合、月額96円（15,856円 → 15,760円）の減少となる見込み（標準報酬月額32万円・労使折半後）。

※2 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

東京支部保険料率の内訳について

(単位：%)

【令和8年度東京支部保険料率】

令和8年度	医療給付費についての調整前の所要保険料率(a)	調整(b)		医療給付費の所要保険料率(調整後)(a+b)	共通料率(全支部一律)(※)	所要保険料率(a+b+4.55)	前々年度精算分(c)	保険料率(精算後)(インセンティブ反映前)	インセンティブ分	保険料率(精算後)(インセンティブ反映後)(d)
		年齢調整	所得調整							
東京	4.49	0.16	0.62	5.28	4.55	9.82	0.02	9.84	0.010	9.85
全国	5.35	-	-	5.35	4.55	9.90	-	9.90	-	9.90

・所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費（0.52%）、前期高齢者納付金等（3.25%）、保健事業費等（0.83%）、その他収入（▲0.04%）に係る合計の保険料率（共通料率4.55%）を加算したものである。

・保険料率(c)は、所要保険料率には含まれていない令和6年度の都道府県支部毎の収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。

・保険料率(d)は、保険料率(c)に、インセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。

・インセンティブ制度の加算額は、令和6年度の支部総報酬額の実情に0.01%を乗じて計算するため、これを令和8年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は（端数も入れてちょうど）0.01%になるとは限らない。

【東京支部保険料率の変遷】

	医療給付費についての調整前の所要保険料率(a)	調整(b)		医療給付費の所要保険料率(調整後)(a+b)	共通料率(全支部一律)	所要保険料率(a+b+共通料率)	前々年度精算分	保険料率(精算後)(インセンティブ反映前)	インセンティブ分	保険料率(精算後)(インセンティブ反映後)
		年齢調整	所得調整							
令和8年	4.49	0.16	0.62	5.28	4.55	9.82	0.02	9.84	0.010	9.85
令和7年	4.46	0.17	0.63	5.26	4.65	9.91	▲0.01	9.90	0.010	9.91
令和6年	4.48	0.16	0.66	5.30	4.60	9.90	0.07	9.97	0.010	9.98
令和5年	4.47	0.14	0.67	5.28	4.64	9.92	0.07	9.99	0.010	10.00
令和4年	4.31	0.13	0.67	5.11	4.71	9.82	▲0.02	9.80	0.007	9.81
令和3年	4.32	0.13	0.69	5.15	4.71	9.85	▲0.02	9.83	0.007	9.84
令和2年	4.37	0.06	0.71	5.13	4.73	9.87	0	9.87	0.004	9.87

【共通料率について】

共通料率 [A + B - C]
A : 第2号保険料率（後期高齢者支援金等の拠出金）
B : 第3号保険料率（協会の業務経費、準備金積立等）
C : 収入等の率

・A=[現金給付費、拠出金（前期・後期高齢者納付金等）]×総報酬按分率÷支部総報酬額

・B=業務経費、一般管理費等×総報酬按分率÷支部総報酬額

・C=貸付金返済収入、雑収入等×総報酬按分率÷支部総報酬額

全国健康保険協会
理事長 北川博康 様

全国健康保険協会東京支部
支部長 柴田 潤一郎
(公印省略)

都道府県単位保険料率の変更に係る意見

標記について、健康保険法第160条第7項の規定に基づき、評議会の意見を踏まえ、下記のとおり当職の意見を申出いたします。

記

1. 意見の要旨

東京支部の令和7年度保険料率につきまして、令和6年度保険料率の9.98%から、0.07%ポイント引き下げ、9.91%とすることは、妥当と考えます。

2. 理由等

令和7年度平均保険料率を10.0%に維持することにつきましては、経済状況が依然として不透明であること、協会けんぽの財政状況が引き続き赤字構造であること、今後も高齢者が増加し、拠出金が増大する見込みであることを勘案いたしましたと、中長期的に安定的な保険財政を維持していくという観点からも、致し方ないものと考えております。東京支部の保険料率についても妥当と考えます。

ただし、平均保険料率としては10.0%を維持していくものの、都道府県単位保険料率においては毎年変化があり、特に、2年前の收支差の精算による変動が大きく、新型コロナウイルスのような不測の事態が生じた際の収支差による影響が非常に大きいことから、都道府県単位保険料率の安定化が必要と考えています。したがって、精算の複数年度化等の仕組みを検討していく必要があるものと考えます。

また、加入者の健康維持・増進と将来の医療費負担軽減も見据えた事業への取組みが重要であると考えますので、予防という観点からも健康な加入者への投資も含めてご検討いただきますようお願い申し上げます。

(参考)令和7年度東京支部 保険料率の変更に係る意見

都道府県単位保険料率の変更に係る評議会における意見 (東京支部)

(令和7年1月17日開催 東京支部評議会)

【評議会の意見】

- ・令和7年度の東京支部保険料率について、令和6年度の9.98%から9.91%とすることが全会一致で承認された。

【評議員の個別意見】

(学識経験者)

- ・年齢調整について、例えば、労働生産人口の40歳だけがいる集団と極端に若い世代と高齢者がいる集団では平均年齢が同じであっても、保険料率の議論をする際のリスクや医療費が異なるため、年齢調整には留意すべきではないかと感じる。

(被保険者代表)

- ・準備金が積みあがっていることを考えると、人間ドックの補助や若年層への健診実施などの現役世代からの健康づくりの他、歯科検診の実施やインフルエンザの予防接種にかかる補助金等も検討していただきたい。